

新型コロナウイルス感染症の影響により 市税や保険料などの納付が困難となられた方へ(相談窓口のご案内)

新型コロナウイルス感染症にり患したり、感染拡大の影響により、所得や事業に著しい損失を受けたなどの事情で、市税や保険料などの納付が困難となった方は、申請をいただき要件を満たせば、納付期限の延長が可能となる場合がありますので、下記の担当課までご相談ください。

市税・国民健康保険税について 収納課 内線2275	介護保険料について 介護福祉課 内線2442
市営住宅使用料について 建築住宅課 内線2662	水道料金・下水道使用料について 経営管理課 内線2713

新型コロナウイルス感染症にり患した方等に対する傷病手当金の支給

五所川原市国民健康保険の被保険者(給与収入を得ている被用者に限る)が、新型コロナウイルス感染症にり患または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間について一定の要件を満たした場合は、申請により傷病手当金を支給します。

対象期間を延長しますので、対象者の条件等については「広報こくほ 第163号(令和3年6月25日発行)」をご覧ください。

対象期間

令和2年1月1日(水)～令和3年12月31日(金)

問い合わせ先…国保年金課 内線2341

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

申請期限延長!

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、すでに総合支援資金の再貸付の終了などにより、特例貸付を利用できない世帯等へ、就職活動等を行うことなどを条件に自立支援金を最大3カ月間支給します。

支給対象者

- ▷総合支援資金の再貸付を借り終わった方/11月までに借り終わる方
- ▷総合支援資金の再貸付が不承認となった方
- ▷総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みにならなかった方
- *上記に該当した上で、収入・資産・求職等の要件があります。

申請期限…11月30日(火)まで

- *支給要件などの詳細は、市ホームページ(右QRコード)をご確認いただくか、お問い合わせください。



問い合わせ先

- ▷自立支援金相談コールセンター Tel.0120-46-8030
- ▷自立相談支援窓口(福祉政策課内) Tel.35-2166
- *受付時間…9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

五所川原市を応援します!!

特別養護老人ホーム
グループホーム等に **最適**
栄養士考案の献立
人手不足の解消
簡単・便利・温めるだけでOK!!

給食 クックチル調理 配達中

株式会社サン・コーポレーション
五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-18
☎ 0173-34-3312

現地確認 見積り無料 屋根・外壁の塗り替え

全面改装リフォーム
中古住宅改装
減築、増築

◆ホームページは◆
Google

アートリフォーム(株) 0173-33-4713
五所川原市セツ館虫流51-29 お電話は担当 前田まで『増改築相談員のいるお店』

◎ 広報有料広告